

関税関係帳簿・関税関係書類の
電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付でされた関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部・下記1の関税関係帳簿・関税関係書類について、下記2の理由により、これを却下したので通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

(注) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。